

法田中学校 PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）に基づき、法田中学校 PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適切な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定める。

(定義)

第2条 この規則に用いる文言の定義は、個人情報保護法に基づくものとする。

(責任者、管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの責任者は PTA 会長とし、管理者は副会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA 役員及び PTA の事務作業を行う教職員とする。

(秘密保持義務)

第5条 本会における個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をむやみに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会員名簿の作成と管理
- (2) PTA 活動等に関する案内と名簿の作成
- (3) 資料及び書類の送付
- (4) 会費納入に係る手続きと管理
- (5) 役員選考委員会による選考のための利用
- (6) 広報紙などへの掲載
- (7) PTA が加入する保険手続きに必要な事項
- (8) 寄せられた質問等に対する回答
- (9) PTA 活動における活動の充実と質の向上
- (10) 慶弔等に関する事項

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報管理は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理し、不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに処分する。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管する。また、持ち出す場合は、電子メールでの送信も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行う。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(情報開示等)

第12条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第13条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第14条 本会は、PTA 役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第15条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情は次のように処理する。

- (1) 受付窓口はPTA 総務とし、責任者が対応する。
- (2) 適切かつ迅速な処理に務める。

(改訂)

第16条 本会則は、法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改訂することができる。本規則を改定した場合は、総会資料やPTA だより等など適切な方法により会員に周知する。

附則

本規則は、令和8年2月28日より実施する。